「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」について

私たちの日常生活は、常に犯罪、交通事故、火災の危険と隣り合わせであり、いつこうした被害に遭うかわかりません。羽村市が将来に向け、住みよいまちとしてさらに発展していくためには、このような犯罪、交通事故、火災の被害から生命、身体及び財産を守り、誰もが安全で安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

市では、羽村市交通安全・防犯対策等に関する懇談会からの「羽村市における今後の市民生活の 安全に関する取組みについての提言」を踏まえ、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という認 識のもと、市・市民・事業者・土地等管理者がそれぞれの責務を果たしつつ連携・協力しながら、 犯罪、交通事故、火災による被害のない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すための、平成 21 年 4 月に「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」の施行および「羽村市防犯、交 通安全及び火災予防推進計画」の策定を行い、計画を推進していく組織として「羽村市防犯、交通 安全及び火災予防推進会議」を設置しています。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例

■条例の目的

市内における犯罪、交通事故、火災を未然に防ぐため、市・市民・事業者及び土地等管理者が果たすべき責務を明らかにし、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を図ることを目的としています。

■市・市民・事業者などの責務

市の責務

- ・防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画を策定する。
- ・防犯、交通安全及び火災予防に関する啓発活動、情報提供および環境整備を行う。
- ・防犯、交通安全及び火災予防に関する市民、事業者および土地等管理者の活動を支援する。
- ・これらの施策を推進するにあたり、関係行政機関および関係団体などと連携を図る。

市民の青務

- ・自らの生活の安全を確保するため、防犯、交通安全および火災予防に努める。
- ・みんなで協力しながら、防犯、交通安全及び火災予防に関する活動に取り組むように努める。

事業者の責務

・所有もしくは管理している施設、あるいは事業活動について、生活の安全を確保するため、防犯、 交通安全及び火災予防に必要な措置を講じる。

土地等管理者の青務

・所有または管理する土地、建物またはその他の工作物に関し、生活の安全を確保するため、防犯、 交通安全および火災予防に必要な措置を講じる。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画

市長は、生活の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成 21 年 4 月、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」(以下「推進計画」)を条例施行にあわせて 策定しています。

■計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間などについて定めています。

■羽村市における犯罪、交通事故、火災の発生状況など

市内における犯罪、交通事故、火災の発生状況の推移と、それぞれの課題について整理しています。

■計画の目標および基本方針

安全で安心して暮らせるまちを実現するために、この計画を推進するうえでの目標及び基本方針 を定めています。

■計画の内容

計画の体系を示すとともに、施策の展開について市、市民、事業者及び土地等管理者の具体的な取組みの内容を定めています。

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議

生活安全に関する施策を総合的に推進するためには、この計画に基づく市・市民・事業者・土地等管理者それぞれの取組みの内容や実施状況について、関係機関及び各団体等が情報を共有化することが必要不可欠です。そのうえで、それぞれの効果や実施方法について検討し、より効果的、効率的な取組みを一体的に推進していくための組織体制を整備する必要があります。こうしたことから、本計画を推進していく組織として、平成21年6月「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」(以下「推進会議」)を設置しています。

■推進会議の役割

- ①生活安全に関する各団体の取り組みや活動内容、生活安全に関する情報などの共有化
- ②羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画に基づく施策の検討及び推進
- ③生活安全に関する情報提供の仕組みづくり
- ④市が実施する施策、事業等への協力

■推進会議の組織

推進会議の組織は、その役割を踏まえ、

- 生活安全に関する情報を実際に発信したり受信したりする機関、施設
- ・パトロール活動をはじめ生活の安全を守る活動を行っている団体・組織

の代表者等を中心に、学識経験者や公募市民を含め、各方面で生活の安全に関する活動を行っている団体・個人により組織しています。